

柏原市農産物等インターネット販売促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏原市農業啓発推進協議会（以下協議会という。）が農業経営の安定に資するため、農業者が実施するインターネットを活用した農産物等の販売に要する経費に対して、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象)

第2条 前条に規定する助成金の交付対象は、農家及び法人（以下、「農家等」という。）が実施するインターネットを活用した農産物等の販売にかかる手数料とする。

2 助成金の交付対象者は、農家等で農地等を耕作する権限に基づき柏原市内で農産物等を生産・販売している者で、下記の要件に該当しているものを対象とする。

- (1) 農産物の栽培している農地が柏原市域にあること。
- (2) 農産物が自家消費でないこと。
- (3) 農家にあつては、主たる住所地在が柏原市内にあること。また、法人にあつては、市内に主たる事業活動の拠点があること。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、前条に定める手数料の3分の2以内の額で1事業者につき10万円を上限とする。

(助成金交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、柏原市農産物等インターネット販売促進助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて協議会に提出しなければならない。

- (1) インターネットを活用した販売に関する手数料がわかる書類
- (2) その他協議会が必要とする書類

(助成金交付決定)

第5条 協議会は、前条の規定による申請があつたときは、申請の内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、柏原市農産物等インターネット販売促進助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに助成金を交付するものとする。

(助成金不交付決定)

第6条 協議会は、第4条の規定による申請があつたときは、申請の内容を審査し、不相当と判断したときは、柏原市農産物等インターネット販売促進助

成金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 協議会は、助成金の交付を受けた者が次の各号に該当するときは、助成金の交付の決定を取消することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金の交付決定条件、その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(助成金の返還)

第8条 協議会は、前条の規定により助成金の交付の決定を取消したときは、その取消しに係る助成金について、期限を定めて既に交付した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。